

家を取り壊したときは手続きをお願いします

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

建物（住宅、倉庫など）を取り壊したときには、手続きが必要です。

建物滅失申告書を提出後に現地にて実際に建物の滅失を確認できれば、翌年からその建物の固定資産税は課税されません。

【登記されている建物を取り壊した場合】

滅失登記申請を法務局に提出してください。法務局から税務課へ届く通知に従って処理します。

取り壊したものの滅失登記申請が12月末日までに間に合わない場合には、年内中に建物滅失申告書を税務課（資産税担当）に提出してください。

【登記されていない建物を取り壊した場合】

建物滅失申告書を役場税務課（資産税担当）に提出してください。

※なお賦課期日（1月1日）に家屋が存在していた場合には、その年の固定資産税は課税されます。また前年以前に滅失した建物について賦課期日までに滅失したことの確認ができない場合、賦課期日に存在していたものとみなし、**届出した年は原則課税対象になります**のでご注意ください。

住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産額が変わる場合があります。

住宅が建っている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が軽減されています。そのため住宅を取り壊すとその特例（軽減）を受けられなくなり、土地に対する税額が大きく変わる場合があります。

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合に比べ老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

【追納に関する注意事項】

- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付することとなっています。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- 老齢基礎年金を受け取ることができる方は追納できません。すでに老齢基礎年金を受給している方も追納できません。

○問合せ
熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域振興課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、
事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890

外出支援タクシー利用料金助成制度

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

高齢者と障害者の日常生活に必要な外出を支援するため、タクシー利用券を交付し利用料金の一部を補助する制度です。利用を希望する方は、町民福祉課または地域振興課窓口で申請をお願いします。

【対象者】 次のすべてに当てはまる方

- 現在有効な運転免許証をお持ちでない方
- 65歳以上の方または福祉タクシー制度の対象となる障害者手帳[※]をお持ちの方
- 社会福祉施設に入所していない方
- 町税等の未納がない方

※福祉タクシー制度の対象となる障害者手帳は「身体障害者手帳1級～3級」「精神障害者保健福祉手帳1級、2級」「療育手帳^④、A」

【補助内容】 1枚当たり500円の利用券を年間最大72枚（または最大36枚）交付

72枚交付の方

65歳以上の方で福祉タクシー利用券をお持ちでない方

36枚交付の方

福祉タクシー利用券をお持ちの方、福祉タクシー制度対象の障害者手帳をお持ちの65歳未満の方

【必要書類】

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転経歴証明書等）
- 本人の写真（正面を向き、脱帽のもの）※本人が申請に来庁できない場合のみ

更新のお知らせ（すでに利用している方）

外出支援タクシー利用料金助成制度をすでに利用している方は、有効期限が令和7年3月31日までとなっています。今後も利用するためには、更新の申請が必要となります。対象の方には令和6年11月末に案内をお送りしていますので、**令和6年12月20日までに申請してください**。※施設入所している方は対象外となります。

子どもを狙った犯罪を防止するために！

問合せ 児玉警察署 ☎0495-72-0110

4つの約束のおさらい



我が家のルールの見直し

お子さんが出掛ける時は、4つの約束を忘れずに！

- ①一人にならない
- ②知らない人についていかない
- ③大きな声で助けを呼ぶ
- ④出かける時は、家族に伝える



我が家のルールを見直すことも大切です。
夏に比べて遊ぶ時間が短くなり物足りないお子さんもいるかもしれません。「夕方の防災無線の放送が聞こえたら家に帰る」など決まり事をつくりましょう。